

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		集R6-1	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 延岡市長 読谷山 洋司		(所在地) 延岡市東本小路 2 番地 1					
番号		所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	(住所又は所在地)				
経営管理権 所有者 (甲)		経営管理権を設定する森林の森林所 有者 (甲)							(氏名又は名称)			
番号	所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の 内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 しておいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲に D を 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	北方町菅木字矢 櫃子971-1	201-ア-11	山林	24.63	ヤマザクラ	13~20	公告のあった 日から	2035年3月31 日まで (経営管理権 を設定した日 を含む年度の 翌年度の初日 から起算して 10年を経過す る日までとす る。)	・乙は森林の多面的機能 を発揮させるため、 存続期間中に間伐・除 伐を一回以上実施する ものとする。 ・施業の実施にあたる ては、溪畔林における 不必要な伐採は控える 等、生物多様性に配慮 するものとする。 ・乙は、火災、病虫害 及び気象害の予防のた め、年1回の森林の巡 視を行うものとし、当 該巡視は林道等からの 目視によって判断でき る限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益はこのものと し、乙が経営管理を行うため に要した経費は乙が負担す る。 ただし、原則として乙は間伐 材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	集積計画合計面積 のうち施業計画面 積は0.66ha
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
集積計画合計面積				24.63								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現 況 林 齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の 種類	
1	北方町曾木字矢 櫃子971-1	201-ア-11	山林	24.63	ヤマザクラ	13~20				
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

延岡市東本小路2番地1

延岡市長 読谷山 洋司 印

住 所

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。また、経営管理権が設定される面積と施業計画面積が異なる場合は、備考欄に施業計画面積を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集積地番	経営管理権の設定を受ける市町村		(名称)		(所在地)					
		(乙)		延岡市長 読谷山 洋司		延岡市東本小路 2 番地 1					
		経営管理権を設定する森林の所有者		(住所又は所在地)							
		(甲)		(氏名又は名称)							
番号	所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林 齢	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の 内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲に D を 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	北川町長井字川 坂小字西ノ内 3415-2	207-ア-54	山林	0.54	スギ・ヒノキ	48～53	2035年3月31 日まで (経営管理権 を設定した日 を含む年度の 翌年度の初日 から起算して 10年を経過す る日までとす る。)	・乙は森林の多面的機能 を発揮させるため、 存続期間中に間伐・除 伐を一回以上実施する ものとする。 ・事業の実施にあたる には、溪畔林における 不必要な伐採は控える 等、生物多様性に配慮 するものとする。 ・乙は、火災、病虫害 及び気象害の予防のた め、年1回の森林の巡 視を行うものとし、当 該巡視は林道等からの 目視によって判断でき る限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益はこのものと し、乙が経営管理を行うため に要した経費は乙が負担す る。 ただし、原則として乙は間伐 材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	集積計画合計面積 のうち施業計画面 積は1.17ha
2	北川町長井字川 坂小字西ノ内 3415-4	207-ア-76	山林	0.63	スギ・ヒノキ	48～53					
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
集積計画合計面積				1.17							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現 況 林 齢	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の 種類
1	北川町長井字川 坂小字西ノ内 3415-2	207-ア-54	山林	0.54	スギ・ヒノキ	48～53				
2	北川町長井字川 坂小字西ノ内 3415-4	207-ア-76	山林	0.63	スギ・ヒノキ	48～53				
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

延岡市東本小路 2 番地 1

延岡市長 読谷山 洋司 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

延岡市長 読谷山 洋司 印

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。また、経営管理権が設定される面積と施業計画面積が異なる場合は、備考欄に施業計画面積を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に 2 段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 延岡市長 読谷山 洋司		(所在地) 延岡市東本小路2番地1						
集積計画		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)							
番号	所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づく 内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	北川町長井字川 坂小字宮原4393-17	224-A-27	山林	1.29	スギ・ヒノキ	50～60	2035年3月31 日まで (経営管理権 を設定した日 を含む年度の 翌年度の初日 から起算して 10年を経過す る日までとす る。)	・乙は森林の多面的機能 を發揮させるため、 存続期間中に間伐・除 伐を一回以上実施する ものとする。 ・施業の実施にあたる ては、溪畔林における 不必要な伐採は控える 等、生物多様性に配慮 するものとする。 ・乙は、火災、病虫害 及び気象災害の予防のた め、年1回の森林の巡 視を行うものとし、当 該巡視は林道等からの 目視によって判断でき る限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益はこのものと し、乙が経営管理を行うため に要した経費は乙が負担す る。 ただし、原則として乙は間伐 材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	集積計画合計面積 のうち施業計画面 積は0.68ha
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
集積計画合計面積				1.29							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在・地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の 種類		同意印
1	北川町長井字川 坂小字宮原4393- 17	224-ア-27	山林	1.29	スギ・ヒノキ	50～60					
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

延岡市東本小路 2 番地 1

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

延岡市長 読谷山 洋司

印

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。また、経営管理権が設定される面積と施業計画面積が異なる場合は、備考欄に施業計画面積を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に 2 段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。